

## 最低制限価格等を算定する際の端数の取扱いについて

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）を算定する際の端数の取扱いは、以下のとおりとなります。

- ① 別表(1)から(4)の各項目の算出時点で、一円未満の端数がある場合は四捨五入を行います。
- ② ①で算出した(1)から(4)の額を合算します（千円未満の端数がある場合は切捨て）。  
※ 諸経費対象外の項目がある場合は、②で算出した額に加えます（千円未満の端数がある場合は切捨て）。
- ③ ②で算出した額が、業種区分ごとに定める上限・下限の範囲内にある場合は、当該算出額を最低制限価格等（税抜き）とします。

②で算出した額が、業種区分ごとに定める上限を超えるときは上限の額（千円未満の端数がある場合は切捨て）を、下限に満たないときは下限の額（千円未満の端数がある場合は切捨て）を最低制限価格等（税抜き）とします。

---

### 【例】

|        |           |              |
|--------|-----------|--------------|
| 建設工事案件 | 予定価格（税抜き） | 35,000,000 円 |
|        | 直接工事費     | 20,000,000 円 |
|        | 共通仮設費     | 4,899,968 円  |
|        | 現場管理費     | 7,000,000 円  |
|        | 一般管理費     | 3,000,032 円  |
|        | 諸経費対象外    | 100,000 円    |

#### ① 各項目の算出

|        |                                                                    |
|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 直接工事費  | $20,000,000 \text{ 円} \times 0.97 = 19,400,000 \text{ 円}$          |
| 共通仮設費  | $4,899,968 \text{ 円} \times 0.9 = 4,409,971 \text{ 円}$ （一円未満四捨五入）  |
| 現場管理費  | $7,000,000 \text{ 円} \times 0.9 = 6,300,000 \text{ 円}$             |
| 一般管理費  | $3,000,032 \text{ 円} \times 0.68 = 2,040,022 \text{ 円}$ （一円未満四捨五入） |
| 諸経費対象外 | 100,000 円                                                          |

#### ② 各項目算出額の合算

$19,400,000 \text{ 円} + 4,409,971 \text{ 円} + 6,300,000 \text{ 円} + 2,040,022 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} = 32,249,000 \text{ 円}$ （千円未満切捨て）

③ 最低制限価格等の算定

②で算出した額 32,249,000 円が、建設工事における上限（予定価格（35,000,000 円）の 0.92）を超えるため、上限の額である 32,200,000 円が最低制限価格等となります。

※ 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の案件も同様の取扱いとなります。